

1人1台端末使用のルール（笠間市版）

1 使用目的

- ・笠間市から貸与された端末は、学習活動のために使用する。



2 端末の取り扱い

(1)小学生・義務教育学校生

- ・1年生から5年生まではiPad（アイパッド）を貸与し、5年生まで同じものを使用する。
- ・6年生（義務教育学校6年生から9年生）はChromebook（クロームブック）を貸与し、卒業まで同じものを使用する。

(2)中学生

- ・1年生から3年生までは、Chromebookを貸与し、卒業まで同じものを使用する。

(3)共通

- ・端末と付属品は、5年生（義務教育学校5年生）の修了及び中学校卒業の際に周辺機器も含めて学校へ返却する。また、市外に転出する際も、同様とする。
- ・端末のネットワークの設定は自分で変更しない。

3 使い方

(1)学校

- ・端末は各学校の学習のきまりにしたがって使用する。
- ・登下校中は、スポーツバッグ等に入れて持ち運ぶようにする。

(2)家庭

- ・家族と話し合いをもち、ルールを決めて使用する。（使い方、利用時間等）
- ・端末利用時の約束カードを作成し、見えるところに掲示する。
- ・保管する時には、家族の目の届くところに保管する。
- ・学校に持参する際には、家庭で十分に充電をする。
また、学校では充電はできません。
- ・使用できるアプリは学校で管理する。
個人では、インストールできない。



(3) 共通

- ・学校・自宅等で使用する。(家庭学習も可)
- ・紛失, 盗難, 落下, 水没等がおこらないように十分に気を付けて使用する。
- ・ウェブページの閲覧には, 制限がかけられているので, 学習にあった内容を閲覧する。
- ・自分や他の人の個人情報(名前, 住所, 電話番号, 写真 等)は, インターネット上には公開しない。
- ・端末で写真をとったり, 録音や録画をしたりする際には, 必ず許可をとる。(友達, 先生, 地域の方, 建物 等)
- ・端末からSNS等への書き込みはしない。
- ・端末のパスコード, アカウントの ID やパスワード等は人に教えず, 自分で管理する。
- ・端末を他の人に貸したり, 使用させたりしないようにする。
- ・データ(写真や動画等を含む)は, クラウド(Googleドライブ等)へ保存する。端末本体に保存したものはクラウド(Googleドライブ等)へうつす。
- ・端末をきずつけたり, 落書きをしたりしない。
- ・端末の画面は, 指かタッチペンでふれ, 筆記用具や先のとがったもの, 磁石等を近づけてはいけません。
- ・端末の近くで飲食をしないようにする。



4 健康への配慮

- ・使用する時には正しい姿勢で, 画面を見るようにする。画面から30cm以上はなす。
- ・部屋の明るさに合わせて, 画面の明るさを調整する。
- ・30分に1回はタブレット画面から目をはなして, 20秒以上遠くを見る。
- ・寝る1時間前には使用をひかえる。

5 不具合や故障の場合の対応

- ・端末本体やインターネット等が使用できない場合には, 学校へ連絡する。また, 紛失・盗難の場合にも, 同様とする。
- ・故意 または, 重大な過失等により, 端末及び付属品が使用できない状態になった場合は, 保護者に修理等の代金の支払いをお願いすることがある。

6 使用の制限

- ・端末の使用について, 上記の内容等が守られない場合は使用の制限をすることがある。